

栃木県ママさんバレーボール連盟内規

1. チーム登録に関すること

- ① 50才以上の場合は支部単位でチーム登録ができる。ただし、70才以上はその限りではない。なお地区チームと重複して登録することも可。
- ② 一般チームに40才以上の独身者の登録を認める。ただし人数は3名以内とする。

2. 個人登録に関すること

- ① 本連盟会則の目的に賛同する栃木県内に居住する女性であること。
- ② 登録は本連盟のチームに所属していない者の個人登録とする。
- ③ 会費は1人1,000円とする。
- ④ 個人登録をしたのちに本連盟のチームに所属した場合、登録会費は返金しない。

3. 慶弔規程について

- ① 役員に慶事があった場合、役員会で相談の上お祝いをする。
- ② 役員死去の場合
香典 5,000円 花輪と弔電をもって弔意を示す。
- ③ 役員の配偶者が死去の場合
弔電をもって弔意を示す。
- ④ 役員が入院した場合 5,000円のお見舞いをする。

改正 平成16年4月24日 個人登録資格に関すること。

①の文中家庭婦人を女性とした。

平成24年4月 7日 「個人登録に関すること」を削除。

平成30年4月 7日 「チーム登録に関すること」②を追加。

令和 3年2月27日 「個人登録に関すること」を追加。